

開催趣旨

平成23年11月18日

国土交通省 東北地方整備局

最上川水系流域委員会の目的について

最上川水系流域委員会規約より抜粋

第2条（目的）

この委員会は、最上川水系の河川整備計画変更原案及び**計画策定後の各種施策の進捗等に関して意見を交換**し、東北地方整備局長及び山形県知事に対し意見を述べるものとする。

また、最上川水系の**大臣管理区間の河川整備計画に基づく事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い**、東北地方整備局長に対し意見を述べるものとする。

今回の流域委員会は、下記項目を対象



- ・ **河川改修事業の進捗状況、事業再評価**
- ・ **消流雪用水導入事業の進捗状況、事後・事業再評価**

公共事業評価実施要領改定(H22.4.1)の概要

<事業評価の新たな取り組み(H22.4.1実施要領改定)>

○都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等の再評価について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等からの意見を聴く。
※新規事業採択時評価については、平成21年度より導入済。(H21.12.24実施要領改定)

○再評価サイクルの短縮

事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。

	現 行	改 定
公共事業	<直轄事業等、補助事業等> 5年未着工・10年継続・5年毎	<直轄事業等> 3年未着工・5年継続・3年毎 <補助事業等> 5年未着工・5年継続・5年毎
その他施設費	3年未着工・7年継続・3年毎	3年未着工・5年継続・3年毎

事業評価における透明性の確保に向けた新たな取り組み

1. 感度分析の実施

- 新規事業採択時評価及び再評価が対象
- 残事業と全体事業の各々について、残事業費、残工期、資産を個別に±10%変動させて費用便益比を算定し、感度分析を実施

2. 事業費内訳書の作成

- 河川局所管事業の事業評価が対象
- 残事業費及び全体事業費について、内訳書を作成

最上川水系河川整備計画（大臣管理区間） 事業評価の流れ

平成14年11月 計画策定

（前々回の流域委員会）

平成19年6月	事業再評価	最上川直轄河川改修事業 最上川水系直轄総合水系環境整備事業 長井ダム建設事業
	事後評価	最上川中流消流雪用水導入事業（清水地区） 最上川上流消流雪用水導入事業（長井地区） 最上川中流消流雪用水導入事業（大石田地区） 最上川中流消流雪用水導入事業（名木沢地区）

（前回の流域委員会）

平成22年11月 事業再評価 最上川水系直轄総合環境整備事業

（今年の流域委員会）

平成23年	事業再評価	最上川直轄河川改修事業
	事後評価	最上川中流消流雪用水導入事業（清水地区）
	事業再評価	最上川中流消流雪用水導入事業（岩ヶ袋地区）

再評価
5年毎

「公共事業評価実施要領
改定（H22.4.1）」により
再評価サイクル短縮

再評価
3年毎